

## 【法務省】

## 重点事項推進WG横断的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	土地家屋調査士
2. 所管府省庁	法務省民事局民事第二課
3登録・入会制度について	
・登録者数	18,878人(平成18年3月1日現在)
・登録先	日本土地家屋調査士会連合会
・登録審査の実施者	日本土地家屋調査士会連合会
・入会の強制有無	有
・団体の法的根拠	土地家屋調査士法第57条第1項
・強制加入としている場合のその理由	<p>土地家屋調査士は、我が国の社会・経済の重要な基盤となっている登記制度の一翼を担い、国民の権利の保全ないし明確化に寄与する専門資格者であり、国家の行う事務に直接関連する極めて公益性の高い重要な業務を行っていることから、仮に、これらの資格者が不適正な業務処理や非違行為を行った場合には、単に依頼者個人に迷惑をかけるということにとどまらず、例えば、登記を信頼して不動産取引を行った一般国民にも不測の損害を与えることとなり、さらには、公務の遂行にも重大な支障を来すこととなる。したがって、土地家屋調査士の業務遂行については、その適正を確保するために、何らかの制度的担保が必要となるが、規制緩和の観点から、行政による規制は最小限度にとどめるとともに、専門資格者としての自律性の確保などの観点から、資格者による自主的な統制にゆだねるのが相当であるところ、このような自主的統制が有効に機能するためには、強制入会制を維持することが必要である。</p> <p>なお、土地家屋調査士会は、会員の品位及びその能力を維持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に設立されたものであるが、昭和31年の土地家屋調査士法の改正前は、会への入会が任意であったため、いったん入会した者も漸次脱会するなどして、会が弱体化した結果、会による会員に対する指導等が十分に行われず、公共性を有する土地家屋調査士制度の運営の上で弊害が生じ、国民に大きな不利益を及ぼすこととなつたので、会への入会を強制することになったという経緯がある。</p>
・設立の目的	日本土地家屋調査士会連合会は、土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士の登録に関する事務を行うことを目的とする(土地家屋調査士法第57条第2項)
4. 報酬規定について	
・報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由	無

・報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容	無
・報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)	データ無
5. 広告規制について  ・広告規制の有無 有の場合その記載箇所と規制の理由	無
6. 資格取得試験について  ・試験について規定する根拠法令 ・受験者及び合格者数の推移(10年間)	<p>土地家屋調査士法第6条第1項</p> <p>平成8年度受験者 10,606、合格者584      平成9年度受験者 10,703、合格者600      平成10年度受験者 11,103、合格者616      平成11年度受験者 10,804、合格者612      平成12年度受験者 10,665、合格者605      平成13年度受験者 9,719、合格者619      平成14年度受験者 9,641、合格者610      平成15年度受験者 9,354、合格者593      平成16年度受験者 8,875、合格者566      平成17年度受験者 8,307、合格者527</p>
・合格率が大幅に変わっている場合その理由	—
・現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応	過不足無
・資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目の免除、試験問題の公表、持ち帰りなど)	無
・関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容	無

・受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容	無
7. 罰則規定について	
・懲戒処分権者	法務局長又は地方法務局長
・懲戒の内容	戒告、2年以内の業務の停止、業務の禁止
・懲戒となる行為	土地家屋調査士法又はこの法律に基づく命令違反
・資格者団体による懲戒 (法的な懲戒処分との整合)	無
・資格者団体による懲戒となる行為	無
8. 免許の更新	
・更新制度の有無	無
・定期的な講習等の有無 その内容および頻度	任意研修

# 土地家屋調査士制度の概要

## 1 職責・業務等

(職責)

### 第二条

土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(業務)

### 第三条

調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
  - 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
  - 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成
  - 四 筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理
  - 五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
  - 六 前各号に掲げる事務についての相談
  - 七 土地の筆界（不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理
  - 八 前号に掲げる事務についての相談
- 2 前項第七号及び第八号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。
- 一 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
  - 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
  - 三 土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員であること。

- 3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。
- 一 研修の内容が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。
  - 二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 4 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。
- 5 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

## 2 義務

(事務所)

### 第二十条

調査士は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

(依頼に応ずる義務)

### 第二十二条

調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第三条第一項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない。

(虚偽の調査、測量の禁止)

### 第二十三条

調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

(会則の遵守義務)

### 第二十四条

調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

(秘密保持の義務)

### 第二十四条の二

調査士又は調査士であつた者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

## 3 研修

(研修)

## 第二十五条

調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

- 2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

## 4 土地家屋調査士会

(設立及び目的等)

### 第四十七条

調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。

- 2 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。
- 3 調査士会は、法人とする。
- 4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

(注意勧告)

### 第五十六条

調査士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

## 5 日本土地家屋調査士会連合会

(設立及び目的)

### 第五十七条

- 全国の調査士会は、会則を定めて、調査士会連合会を設立しなければならない。
- 2 調査士会連合会は、調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに調査士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

(土地家屋調査士名簿の登録)

### 第八条

調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会連合会」という。）に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。

(登録の申請)

### 第九条

前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

#### 第十四条

調査士は、土地家屋調査士名簿に登録を受けた事項に変更（所属する調査士会の変更を除く。）が生じたときは、遅滞なく、所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

### 6 監督等

(登録事務に関する報告等)

#### 第十九条

法務大臣は、必要があるときは、調査士会連合会に対し、その登録事務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる

(会則の認可)

#### 第五十九条

調査士会連合会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、前条第一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

(建議等)

#### 第六十条

調査士会連合会は、調査士又は調査士法人の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(調査士法人に対する懲戒)

#### 第四十三条

調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をることができる。

- 一 戒告
  - 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
  - 三 解散
- 2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法

人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときには限る。

一 戒告

二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

(法務局等の長に対する報告義務)

第五十五条

調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。